

## 加古川市簡易耐震診断推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市内に存する住宅（国、県、市町及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、加古川市が耐震診断員を派遣して耐震診断を実施し、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

建築物の地震に対する安全性を評価すること

(2) 簡易耐震診断推進事業

第3条に定める対象住宅について、加古川市が耐震診断に関する事業計画を定め、耐震診断員を派遣し、耐震診断を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の向上を図る事業

(3) 戸建て住宅

一敷地に独立して建てられた一戸の住宅

(4) 共同住宅

複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下・階段など複数の住宅世帯が使う共用部分を有するもの

(5) 長屋住宅

壁を接して、または共有して複数の住戸を並べて建てた一棟の住宅

(6) 耐震診断員

耐震診断員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士で、実務経験が5年以上かつ簡易耐震診断員講習会を受講し、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「住宅建築総合センター」という。）理事長の証明を受けた者をいう。ただし、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物についての耐震診断は、それぞれ当該各条に規定する建築士によるものとする。

(7) 管理者等

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条に規定される管理者および、第49条に規定される理事をいう。

(耐震診断対象住宅)

第3条 耐震診断員を派遣する対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であったものについてはこの限りでない。

(2) 延べ面積の過半が居住の用に供されているもの

(3) 次に掲げる工法以外で建てられたもの

イ ツーバイフォー工法

ロ 丸太組工法

ハ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法

(4) 原則として、建築時の建築基準法に適合しているもの

(5) 過去に、加古川市が行った耐震診断事業の適用を受けていないこと。ただし、直近の耐震診断から10年以上経過しているもの、および地震等で著しく被災したことにより耐震診断の必要があると加古川市長（以下「市長」という。）が認めるものは、その限りではない。

（事業の内容）

第4条 市長は、本要綱に基づき耐震診断を受けようとする所有者または管理者等（以下「申込者」という。）より次条に規定する申込みを受けた場合は、予算の範囲内で、当該住宅に対し耐震診断員を派遣して耐震診断を行い、その結果を申込者に報告するものとする。

（申込み手続き）

第5条 申込者は、加古川市簡易耐震診断推進事業実施細目（以下「細目」という。）に定める耐震診断申込書（以下「申込書」という。）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断を受けようとする住宅を所有していることが確認できる書類

(2) 耐震診断を受けようとする住宅の建築年月が確認できる書類

(3) 第2条第7号に規定される管理者等が申し込みをする場合は、細目に定める加古川市簡易耐震診断推進事業の申込書及び実施に関する証書

(4) 長屋住宅の申し込みをする場合は、細目に定める簡易耐震診断申込書及び実施に関する同意書

(5) その他市長が必要と認める書類

（耐震診断の実施の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、細目に定める耐震診断実施決定通知書（以下「決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断を実施しないことを決定したときは、その理由をつけて、細目に定める耐震診断実施要件不適合通知書により申込者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

（経費及び申込者の費用負担）

第7条 この事業に係る診断経費及び申込者の負担額は別表のとおりとする。

2 申込者は、耐震診断実施決定通知があれば、加古川市の発行する納付書により前項に定める金額を納めるものとする。

(耐震診断の着手)

第8条 加古川市は、前条第2項に定める負担金の納付を確認した後、速やかに住宅建築総合センターへ耐震診断員の派遣を依頼するものとする。

2 住宅建築総合センターは、依頼のあった住宅に対し耐震診断員を派遣し、診断結果を申込者及び加古川市に報告するものとする。

(耐震診断の取り止め)

第9条 現地調査等の結果、申請内容に虚偽の記載があることが判明した場合、耐震診断を取り止めることがある。この場合書面により申込者に通知する。

2 前項の場合、納付済みの負担金は返還しない。

(補則)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日および適用期間)

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(申込者の費用負担減額の特例)

2 平成24年4月1日から当分の間、第7条に規定する申込者の負担額を0円とし、同条第2項に規定する納付書の発行及び納付並びに第8条に規定する負担金の納付確認は省略する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱の様式で現に残存するものは、  
所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 別表（第7条関係）

## 耐震診断経費 一棟あたり

建物・構造種別		No	一棟あたり診断経費	申請者負担金	
戸建て住宅	木造	1	31,500円	3,150円	
	非木造	2	63,500円	6,350円	
長屋	木造	3	63,500円	6,350円	
	R C 造	1棟目	4	217,000円	21,700円
		2棟目以降	5	155,000円	15,500円
	鉄骨造	1棟目	6	114,000円	11,400円
		2棟目以降	7	79,500円	7,950円
共同住宅	木造	8	63,500円	6,350円	
	R C 造	図面有り	9	217,000円	21,700円
		図面なし	10	321,000円	32,100円
		2棟目以降	11	155,000円	15,500円
	鉄骨造	1棟目	12	114,000円	11,400円
		2棟目以降	13	79,500円	7,950円